

# 残業規制4業種で開始

物流、建設、医療に影響 過労抑止の実効性焦点

働き方改革関連法に基づき、制限規制が1日、自動車運転・沖縄県産の製糖業の4業種に導入された。2019

年から始まった上限規制は、全業種で雇用されている人が対象となった。過労死まで招いた長時間労働の反省から始まった制度改革の節目で、抑止の実効性が問われる。一方で対象業種の手不足は深刻で、利用者へ

の影響は避けられない。物流停滞など「24年問題」も懸念され、社会全体で働き方を問い直す契機となりそうだ。

規制は19年4月から多くの業種で導入されていた。4業種は業務の特殊性から

長時間労働が常態化し、早期導入が難しいと判断。5年間猶予して改善を図った。だが発注者側の意向が強く反映される物流や建設業界の慣行もあり、総じて大きな改善はできなかった。

# 救急医増員、独自ルール

が、1人に対応してきた火曜数が増えたおかげで勤務枠を日と金曜日以外の夜勤(午後5時〜午前8時30分)と土曜日に、日曜日を2人で担当する。新たに医師が確保できれば、週7日を2人体制とする方針だ。比留間孝広部長(46)は「60時間とする特例に申請せ

ず、過労死ラインとされる年間960時間を適用している。「医師が疲弊しては医療の質と安全性が保てない」との考えからだ。以前から夜勤明けの連続勤務をしない、若手には勤務時間後に他の業務

## 2024年問題

県内の現場から

医師 働き方改革

県内の医療機関は、働き方改革と安全な医療の両立へ最善策を探る。救急医療では人員配置の工夫で対応する動きも。このうち郡山市の総合南東北病院は1日から夜間・休日の当直に入る救急担当の医師を2人に増やした。病院は「医師の健康を確保した上で、質の高い医療を提供する」と試行錯誤を続ける。

病院の救急センターには1日、救急患者が次々と搬送された。救急集中治療科の当直医師は同日、従来の6人から9人に増えた。平日の日勤(午前7時30分〜午後5時)は従来通り3〜4人が勤務する

## 健康と医療の質 両立へ

### 激務解消へ連携策探る



1日に入職した医師を指導する比留間部長(右)

を担当させないなどのルールを設けていた。その結果、救命救急医を2023(令和5)年度に3人、2024年度に4人、新たに確保した。

働き方改善のため、引き継ぎ時間の短縮、患者情報の把握・共有方法のデジタル化、看護師への仕事分担などが重要となる。他の病院に所属しながら働く非常勤医師の採用も視野に入れるが、救急は激務のため簡単には希望者が見つからないのが現実だ。

郡山市を含む県中医療圏の救急搬送件数は年々増加している。公的医療機関が少なく、

内堀知事は「医師確保が大きな課題となっている」と県内の現状を説明。県医師会、福島労働局などと連携し、医療機関の労働時間短縮に向けた取り組みを支援する考えを強調した。